

商標審査基準たたき台（案）（4条1項10号、15号、19号）

商標法4条1項10号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
九、第4条第1項第10号（他人の周知商標） 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの 1. 「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」について (1) 需要者の認識について 「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。 (2) 周知性の判断について 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断に当たっては、この基準第2 第3条第2項の2. (2)及び(3)を準用する。なお、例えば、以下のような事情については十分に考慮して判断する。 (ア) 取引形態が特殊な商品又は役務の場合 例えば、「医療用医薬品」、「医薬品の試験・検査若しくは研究」については、特定の市場においてのみ流通する商品又は提供される役務であること。 (イ) 主として外国で使用されている商標の場合 主として外国で使用されている商標については、外国において周知であること、数カ国に商品が輸出されること、又は数カ国で役務の提供が行われていること。	九、第4条第1項第10号（他人の周知商標） 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの 1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。 3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。 5. 取引形態が特殊な商品又は役務（例えば、医療用医薬品のように特定の市場で流通する商品、又は医薬品の試験・検査若しくは研究のように限定された市場においてのみ提供される役務）に係る商標についての上記3. の立証方法及びそれに基づく周知性の認定については、特に当該商品又は役務の取引の実情を充分考慮するものとする。 6. 外国の商標の我が国内における周知性の認定にあたっては、当該商標について外国で周知なこと、数カ国に商品が輸出されていること又は数カ国で役務の提供が行われていることを証する資料の提出があったときは、当該資料を充分勘案するものとする。

2. 「需要者の間に広く認識されている商標」の認定について

審決、異議決定又は判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標は、その認定された商品又は役務について、需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うものとする。

(その他削除：未登録周知商標は、防護標章登録はなく、特許情報プラットフォームでも検索できないため。)

(削除：4条3項の規定と同趣旨であるため。)

3. 「類似する商標」について

(1) 本号における商標の類否の判断については、この基準第3 十、第4条第1項第11号【P】を準用する。

(2) 「需要者の間に広く認識されている」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、その未登録商標と類似するものと判断する。

ただし、その未登録商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く。

(例) 該当例は、この基準第3の十 第4条第1項第11号の6.(6)【P】と同様である。

4. 取引の実情を示す説明書について

本号に該当する旨の拒絶理由通知において引用した商標の使用者による取引の実情を示す説明書及び証拠の提出が出願人からあったときは、この基準第3 十、第4条第1項第11号の3.【P】を準用する。

7. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決若しくは判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標(注1)については、その登録又は認定に従い需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うものとする。

(注1) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)における「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。

(参考) その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。

2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。

(新設)

4. 本号でいう「需要者の間に広く認識された」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その未登録商標と類似するものとする。

ただし、その未登録商標の部分が既成の語の一部となっているものその他著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなものを除く。

(例) 該当例は、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の6.(6)と同様である。

(新設)

商標法4条1項15号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同） 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。） 1. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」について (1) その他人の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という）であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合をいう。 <u>（例） 本号に該当する場合</u> <u>① 事業者甲が自己の業務に係る役務「ラーメンの提供」に商標「S」を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品「そばの麺」（役務「ラーメンの提供」とは非類似）に商標「S」を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</u> <u>② 事業者甲が自己の業務に係る商品「電気通信機械器具」に商標「JPO」を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品「おもちゃ」（商品「電気通信機械器具」とは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの）に商標「JPO」を使用したときに、その商品「おもちゃ」に接する需要者が、甲の関連会社の業務に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</u>	十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同） 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。） 1. 本号において「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合」とは、その他人の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合をいう。例えば、以下のような場合が挙げられる。 (2) 事業者甲が自己の業務に係る役務に商標Sを使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品（甲の業務に係る役務とは非類似）に商標Sを使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。 （注）上記(2)については、甲の業務が商品に係るものであり、また乙の業務が役務に係るものである場合にも同様に考えるものとする。 (1) 事業者甲が自己の業務に係る商品Gに商標を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品X（商品Gとは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないものであるとしても）に商標を使用したときに、その商品Xに接する需要者が、たとえ、甲の業務に係る商品であると認識しなくても、商品Xが甲の子会社等の関係にある事業者甲'の業務に係る商品であると誤認し（実際には存在しない甲'が出所として想定され）、商品の出所について混同する場合。

(2) 考慮事由について

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 出願商標とその他の標章との類似性の程度
- ② その他の標章の周知度
- ③ その他の標章が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ④ その他の標章がハウスマークであるか
- ⑤ 企業における多角経営の可能性
- ⑥ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ⑦ 商品等の需要者の共通性その他取引の実情

なお、②の周知度の判断に当たっては、この基準第2 第3条第2項の2. (2)及び(3)を準用し、また、必ずしも全国的に認識されていることを要しない。

(3)外国において著名な標章について

外国において著名な標章であることが、我が国内の需要者によって認識されているときは、商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものと推認する。

2. 他人の著名な商標を一部に有する商標について

(1) 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものな

(注) 上記(1)については役務についても同様に考えるものとし、甲及び乙の業務が役務に係る場合においては、「商品」の文字については「役務」と読み替え、また「商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの」とあるのは「役務の提供者、提供手段、目的、提供に関連する物品等との関連性を有しないもの」と読み替えるものとする。

2. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」であるか否かの判断にあたっては、
- (イ) その他の標章の周知度（広告、宣伝等の程度又は普及度）
 - (ロ) その他の標章が創造標章であるかどうか
 - (ハ) その他の標章がハウスマークであるかどうか
 - (ニ) 企業における多角経営の可能性
 - (ホ) 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性等を総合的に考慮するものとする。

なお、(イ)の判断に当たっては、周知度が必ずしも全国的であることを要しないものとする。

3. 2. (イ)に関する立証方法については、この商標審査基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。
6. 著名標章を引用して、商標登録出願を本号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な標章であることが商標登録出願の時に（第4条第3項参照）、我が国内の需要者によって認識されており（必ずしも最終消費者まで認識されていなくともよい。）、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。
5. 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものなど

どを含め、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱うものとする。

ただし、その他の人の著名な商標が既成語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) 本号に該当する場合

① 商品「被服」について出願商標「arenoma / アレノマ」と商品「カバン、バッグ」について著名な商標「renoma」「レノマ」

② 商品「おもちゃ」について、出願商標「パー・ソニー」、「パー ソニー」又は「パーソニー」と商品「電気機械器具」について、著名な商標「ソニー」

(例) 本号に該当しない場合

商品「カメラ」について商標「POLAROID」と商品「化粧品」について著名な商標「POLA」

(解説) 指定商品若しくは指定役務との関係において混同を生ずるおそれがないと判断される。

(2) 他人の著名な商標を一部に有する商標における第4条1項各号は、次のとおり取り扱うこととする。

① 第4条第1項第10号に該当すると判断する場合

他人の著名な未登録商標と類似であって、当該商標の使用に係る商品等と同一又は類似の商品等に使用すると認められるとき。

② 第4条第1項第11号に該当すると判断する場合

他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品等に使用すると認められるとき。

③ 第4条第1項第15号に該当すると判断する場合

他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品等が互いに類似しないと認められる場合において、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるとき。

④ 第4条第1項第19号に該当すると判断する場合

他人の著名な商標と類似していても、商品等が互いに類似せず、かつ、商品等の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるとき。

を含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して、取り扱うものとする。

ただし、その他の人の著名な商標の部分が既成の語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) ① 混同を生ずるおそれのある商標の例

被服について「arenoma / アレノマ」と「renoma」「レノマ」(カバン、バッグ等)

おもちゃについて「パー・ソニー」、「パー ソニー」又は「パーソニー」と「ソニー」(電気機械器具)

② 混同を生ずるおそれのない商標の例

カメラについて「POLAROID」と「POLA」(化粧品)

4. 他人の著名な商標を一部に有する商標については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) それが他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務に使用すると認められる場合は、第4条第1項第11号の規定に該当するものとする。

(2) それが他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品若しくは役務が互いに類似しないと認められる場合において、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) それが他人の著名な商標と類似していても、商品又は役務が互いに類似せず、かつ、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるときは、第4条第1項第19号の規定に該当するものとする。

(1. (2) ⑦として記載) <u>3. 建築物の形状を表示する立体商標について</u> 当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。 <u>4. 著名性の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決、異議決定若しくは判決で著名な商標と認定された商標（注1）については、その登録又は認定に従い著名な商標と推認して取り扱うものとする。</u> <u>(注1) 「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」における「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。</u> <u>(参考) その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。</u>	7. 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、取引の実情等個々の実態を充分考慮するものとする。 8. 建築物の形状を表示する立体商標であって、当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国において広く認識されているものであるときは、本号の規定を適用するものとする。 9. 著名性の認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7. を準用する。
---	---

商標法4条1項19号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもつて使用をする商標） 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。） 1. 「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標」について <u>(1) 需要者の認識について</u> <u>需要者の間に広く認識されているか否かの判断については、この基準第3九、第4条第1項第10号の1.【P】を準用する。</u> <u>(2) 「外国における需要者の間に広く認識されている商標」について</u> <u>我が国以外の一の国において周知であることは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、商標が外国において周知であるときは、我が国における周知性は問わないものとする。</u> 2. 「同一又は類似の商標」について <u>「需要者の間に広く認識されている」他人の商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものを含め、その他人の商標と類似するものと判断する。</u> <u>ただし、その他人の商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く。</u> <u>(例) 該当例は、この基準第3の十 第4条第1項第11号の6.(6)【P】と同様である。</u>	十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもつて使用をする商標） 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。） 2. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含むものとする。 6. 周知性の認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7.を準用する。 3. 本号でいう「外国における需要者の間に広く認識されている商標」は、当該国において周知なことは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、我が国における周知性も要しないものとする。 （新設）

3. 「不正の目的」について

(1) 考慮事由について

「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の①から⑥に示すような資料が存する場合には、当該事実を充分勘案するものとする。

- ① その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実
- ② その周知商標が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ③ その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実
- ④ その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実
- ⑤ 出願人から商標の買取りや代理店契約締結等の要求を受けている事実、又は出願人が外国の権利者の国内参入を阻止しようとしている事実
- ⑥ 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあること

(2) 不正の目的をもって使用するものと推認する場合

以下の①及び②の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること。

4. 本号該当性の判断について

本号該当性については、周知度、商標の同一又は類似性、不正の目的のそれぞれの判断要素を総合的に勘案して判断する。

(例) 本号に該当する場合

- ① 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。

4. 「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の(イ)ないし(ハ)に示すような資料が存する場合には、当該資料を充分勘案するものとする。

- (イ) その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実（使用時期、使用範囲、使用頻度等）を示す資料
- (ロ) その周知商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであることを示す資料
- (ハ) その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実を示す資料
- (ニ) その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実を示す資料
- (ホ) 出願人より、商標の買取り、代理店契約締結等の要求を受けている事実を示す資料
- (ヘ) 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあることを示す資料

5. 本号の適用に当たっては、①及び②の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること。

1. 例えば、次のような商標は、本号の規定に該当するものとする。

- (イ) 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で

資料3-2

②日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を希釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。	出願したもの。 (㍑)日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を希釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。
--	--